

新 旧 対 照 表

新

地域みらい留学等促進事業費補助金交付要綱

第1条～第2条（略）

（補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び対象校）

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に、対象となる県立高校は別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

第4条（略）

（補助金の交付の決定及び補助金額の確定）

第5条 教育長は前条の規定による交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に通知するとともに補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に該当する場合又は直近1年について国税及び都道府県税の滞納がある場合を除く。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業の実施に当たっては、別表第3のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

旧

地域みらい留学等促進事業費補助金交付要綱

第1条～第2条（略）

（（補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

第4条（略）

（補助金の交付の決定及び補助金額の確定）

第5条 教育長は前条の規定による交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に通知するとともに補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合又は直近1年について国税及び都道府県税の滞納がある場合を除く。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

新旧対照表

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第7条 教育長は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第3のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

第8条～第10条 (略)

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月2日から施行する。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第7条 教育長は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

第8条～第10条 (略)

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費（※1）	補助率及び補助限度額	補助回数
高知県立高等学校への入学（転入学・編入学を除く。）を検討する高知県外在住の中学生、中学既卒者（保護者の転勤等による家族での転居及び隣接県からの通学、高知県内山村留學生の入学志願者を除く。）及びその同伴者（同伴者は1名に限る）	(1)交通費（※2） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学又は学校見学等のために、住所地から当該高知県立高等学校の所在地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費 (2)宿泊費（※3） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学等のために移動した際に、高知県内で宿泊する際に要した経費(素泊まりのみで12,000円以内)	(1)補助率 一人当たり10,000円を超えた額の1/2以内 (2)補助限度額 一人当たり30,000円	同一年度内に1人1回までとする

- ※1 (1) 対象となる高知県立高等学校は、県外からの生徒募集を積極的に実施する、別表第2に掲げる「こうち留学」参画校とする。
(2) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。
(3) 地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助を受けている場合は、当該補助金の額を対象経費から除外する。
(4) 対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。

- ※2 補助対象となる交通手段及び交通費は、以下の条件を満たすものであること（複数の交通用具を利用する場合も、併せて申請することができる。）。
 (1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。
 (2) 国内航空運送事業を営む航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。
 (3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等。
 (4) 旅客船の運賃等。
 (5) レンタカーの借り上げ代。
 (6) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金(ガソリン代は対象外とする)。

- ※3 宿泊費の補助は、以下のとおりとする。（原則一泊分に限る。）
 (1) 素泊まり分で、一泊12,000円以内。（原則一泊分に限る。）
 (2) 以下のいずれかに該当する場合は内容を考慮して二泊目以降についても対象経費と認める場合がある。
 ア 高知県立高等学校を複数校訪問する場合。
 イ 学校等のプログラムが二日以上に渡る場合。
 ウ その他やむを得ない場合で、一泊を超えて宿泊する場合があると認められる場合。

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費（※1）	補助率及び補助限度額	補助回数
高知県立高等学校への入学（転入学・編入学を除く。）を検討する高知県外在住の中学生、中学既卒者（保護者の転勤等による家族での転居及び隣接県からの通学、高知県内山村留學生の入学志願者を除く。）及びその同伴者（同伴者は1名に限る）	(1)交通費（※2） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学又は学校見学等のために、住所地から当該高知県立高等学校の所在地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費 (2)宿泊費（※3） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学等のために移動した際に、高知県内で宿泊する際に要した経費(素泊まりのみで12,000円以内)	(1)補助率 一人当たり10,000円を超えた額の1/2以内 (2)補助限度額 一人当たり30,000円	同一年度内に1人1回までとする

- ※1 (1) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。
(2) 地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助を受けている場合は、当該補助金の額を対象経費から除外する。
(3) 対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。

- ※2 補助対象となる交通手段及び交通費は、以下の条件を満たすものであること（複数の交通用具を利用する場合も、併せて申請することができる。）。
 (1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。
 (2) 国内航空運送事業を営む航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。
 (3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等。
 (4) 旅客船の運賃等。
 (5) レンタカーの借り上げ代。
 (6) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金(ガソリン代は対象外とする)。

- ※3 宿泊費の補助は、以下のとおりとする。（原則一泊分に限る。）
 (1) 素泊まり分で、一泊12,000円以内。（原則一泊分に限る。）
 (2) 以下のいずれかに該当する場合は内容を考慮して二泊目以降についても対象経費と認める場合がある。
 ア 高知県立高等学校を複数校訪問する場合。
 イ 学校等のプログラムが二日以上に渡る場合。
 ウ その他やむを得ない場合で、一泊を超えて宿泊する場合があると認められる場合。

新旧対照表

別表第2 (第3条関係)

対象校
室戸高等学校
中芸高等学校
山田高等学校
嶺北高等学校
高知農業高等学校
岡豊高等学校
高知東高等学校
高知追手前高等学校吾北分校
高知丸の内高等学校
高知国際高等学校
高岡高等学校
高知海洋高等学校
須崎総合高等学校
佐川高等学校
窪川高等学校
檜原高等学校
四万十高等学校
大方高等学校
幡多農業高等学校
中村高等学校西土佐分校
宿毛工業高等学校
宿毛高等学校
清水高等学校

別表第2 (第5条、第6条、第7条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

新旧対照表

別表第3（第5条、第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等

- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

新旧対照表

直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。